

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月まで

昭和 45 年 10 月ごろ、夫と共に国民年金に加入した。昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの二人分の未納保険料については、加入後間もなく、私が A 市区町村 B 支所で納付書をもって 2 回か 3 回に分けて納付し、45 年 4 月以降の保険料は自宅で集金人（A 市区町村職員）に納付した。

夫は申立期間が納付済みとなっているのに私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、その夫も、申立期間を含む国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、国民年金の加入手続を行った際に併せて付加年金の加入手続も行い、加入後は付加保険料をすべて納付しており、夫婦共に年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と同じ昭和 45 年 11 月 3 日に払い出されているが、その時点で、申立期間に係る国民年金保険料の特例納付は可能である。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間後の昭和 41 年 2 月から 43 年 9 月までの保険料が納付済みの記録となっており、制度上、特例納付された保険料は未納期間の当初から充当されることとなっていることから、申立期間についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したとするA市区町村B支所では、昭和45年当時、国民年金保険料特例納付書を発行していたことが確認され、申立内容に不合理な点は認められない。

このほか、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳（社会保険庁が作成）には、夫婦共、特例納付している期間があるにもかかわらず、その記載が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在はB事業所。）における資格取得日に係る記録を昭和21年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月11日から同年8月1日まで

昭和21年3月11日、A事業所に正社員として入社した。入社時から社会保険料が控除されていたはずであるが、厚生年金保険の記録によると、申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA事業所の辞令書及びB事業所から提出のあった在職証明書により、申立人は、昭和21年3月11日にA事業所に正社員として入社し、51年6月に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と入社時の職務の級が同じ同僚二人は、いずれも、入社時から厚生年金保険に加入しているうえ、「A事業所社史」の昭和19年10月1日に厚生年金法が実施されたことにより、正社員を被保険者として加入させ、保険料は会社と被保険者が半額ずつ負担し、被保険者は老齢、疾病、死亡または婚姻に際し保険給付を受けた旨の記述から、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

申立期間の標準報酬月額については、辞令書に記載されている給与月額287円から、300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B出張所における資格取得日に係る記録を昭和43年11月13日、資格喪失日に係る記録を44年3月29日とし、申立期間の標準報酬月額を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで
昭和42年度から44年度にかけて、毎年度、冬期に、地元出身者4人と共にA事業所で勤務した。
申立期間の前後の期間（昭和42年度及び44年度）は厚生年金保険に加入しているのに43年度（申立期間）が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中にA事業所に勤務していたことは、同事業所の回答及び同僚の供述からうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が同事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人は、いずれも、申立期間中、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、「当時、申立人は自分たちと同じ職種で、同じ業務を行っていた。また、申立期間の前と申立期間を比較して、申立人の身分や業務内容、業務形態等について、まったく変化はなかった。」と供述している。

さらに、A事業所は、「申立人の雇用形態は短期間雇用であったが、1日に8時間勤務していた。当時、厚生年金保険の加入要件を満たしていた従業員は、すべて厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人は加入要件を満たしていたにも関わらず、加入漏れとなっていたものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の同僚の記録から、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしていることから、事業主が申立どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年11月から44年2月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和36年11月1日)及び資格取得日(昭和39年1月4日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年11月から38年9月までは1万円、同年10月から同年12月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月1日から39年1月4日まで
昭和36年7月1日から42年7月22日までA事業所で継続して勤務した。特に昭和37年から38年にかけては同事業所が請負ったB学校の建設工事に従事した。当時、二人の子供も小さく無保険無年金のはずはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和36年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、39年1月4日に同事業所において再度資格を取得しており、36年11月から38年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が申立期間の前後を継続してA事業所に勤務していたことについて、複数の同僚が供述していることに加え、申立人は、「A事業所では入社から退社まで継続して勤務し、特に、昭和37年から38年にかけてはB学校の建設工事に従事した記憶がある。」と申し立てしているところ、B学校は昭和38年に建築されたことが確認できることなどにより認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された同僚一人は、「申立期間及びその前後の期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無く、業務内容は自分たちと同じであった。」と供述しているところ、当該三人は、いずれも、申立期間前後の期間及び申立期間中には厚生年金保険の被保険者となっていることが

確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のA事業所の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和36年11月から38年9月までは1万円、同年10月から同年12月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は昭和 38 年 2 月から平成 4 年 3 月まで継続して国民年金に加入していたものと思っており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。申立期間中の国民年金保険料は自治会で毎月納付していた。その当時は未納になると同じ自治会員に迷惑をかけることになるため必ず納付していたと思う。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月から国民年金の申請免除を受けていたところ、申立人の妻が 45 年 3 月 2 日に厚生年金保険の被保険者になったことから、45 年 3 月 3 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、改めて国民年金の任意加入手続を行う必要があったが、申立人は「国民年金の任意加入制度について知らなかった。」と供述していること、また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和 45 年度から 48 年度までの保険料納付状況欄に斜線が引かれ、49 年 3 月の納付状況欄には「この月まで納不要」と記載されていることなどから、当該手続を行わなかったものと推認される。

さらに、申立人は生誕から現在まで同一住所地に居住していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間直後の期間（昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月まで）の国民年金保険料が未納となっているほか、申立人の妻も申立期間前後の期間の国民年金保険料が未納となっているなど、申立期間当時、申立人及びその妻の納付意識は必ずしも高かったとは言いがたい。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から63年4月1日まで
昭和55年5月1日から63年4月1日までA事業所B出張所にC職として勤めていた。A事業所の子会社のD事業所と月額給与20万円、24時間勤務を条件に契約し、勤務していた。当初の契約時に、厚生年金保険の加入及び保険料の納付についてはD事業所で処理するとのことであった。契約書等関係資料を持っていないが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B出張所の元上司は、「申立人はC職をしていた。」と供述していることから、申立人が同出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は無く、申立期間及びそれ以前における整理番号に欠番は見当たらない。

また、D事業所は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の全喪事業所になっており、申立人の当時の勤務状況や保険料控除状況について確認できる資料が無く、申立期間の雇用保険の記録も確認できない。

さらに、D事業所を承継した株式会社E事業所は、「D事業所当時の厚生年金保険への加入基準によると、正社員、契約社員、嘱託社員のほか、会社の認めた一部の者が厚生年金保険に加入していたようだが、当時の契約書等が残っていないため、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明である。」と供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

加えて、申立人は、申立期間の医療保険証について、市区町村発行の国民健康保険であったと供述している。

このほか、申立人は「D事業所の社員で契約事務を担当していた元上司及び元同僚は、故人となっているか、あるいは療養中のため、会話が困難である。」と説明しており、さらなる関係者の証言を得ることは困難である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月21日から22年11月21日まで
社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、船員保険の加入記録は見つかったが、脱退手当金を支給済みのため年金額には算入されないとの説明を受けた。私は、脱退手当金を受給した記憶が全く無いので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理する申立人の船員保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録とその算出事蹟が記載されているとともに、昭和23年度の厚生保険特別会計船員勘定の歳出帳簿には、申立人の実家近くの郵便局に脱退手当金に係る国庫金が送金されたことが記録されている。

また、申立人が申立期間に勤務していたA社を合併統合したB社が保管していた申立人の船員保険被保険者台帳にも脱退手当金の支給を示す記載が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る船員保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和23年10月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。